

第3章

健やかで安心して暮らせる福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

《現状と課題》

本町は、平均寿命の延伸と高齢化、出生児数の減少に伴う核家族化、少子化、国内の景気低迷による第一次産業の不振により過疎化が進展し、また、女性の社会参加の拡大、価値観の変化、ライフスタイルの多様化など地域社会をめぐる環境が著しく変化するなかであって、住民同士のつながりも希薄化し、地域における相互扶助や家族同士が家庭で支え合う力も時代を追うごとに低下している現状にあります。

特に、近年の社会福祉事業は、福祉施設への依存による施設重視型から、要援護者等のニーズによる在宅重視型福祉へ、与えられる福祉から参加する福祉へと方向転換が行われようとしているなか、高齢者や障がい者を始め、すべての町民がゆとりやうるおい、生きがいを感じながら、健やかに安心して暮らせる社会の実現と自立した個人がお互いに結びつき、支えあう地域福祉活動を推進すること

が求められています。

今後も地域のなかで暮らし、共に生きる社会づくりをめざす*「ノーマライゼーション」の理念の啓発、普及に努め、地域に密着した福祉の活動力を高めるよう、町民に理解と協力を求めていくことが必要であります。

また、高齢者や障がい者が地域社会のなかで自立した生活を営み、積極的に社会参加していくうえで必要な社会資本の投資や生活環境の整備を図っていかねばなりません。

さらに、町民参加の社会福祉への転換が望まれていることから、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会、民生委員協議会の活動も重要度が増すところであり、それをフォローアップする支援体制も必要であり、自治会、福祉団体やボランティア組織を育成するとともに、地域福祉のネットワークづくりと町民の福祉意識の高揚を図っていく必要があります。

*ノーマライゼーション：高齢者も障がい者も特別視せず、一般社会で等しく普通に生活できるようにすること。

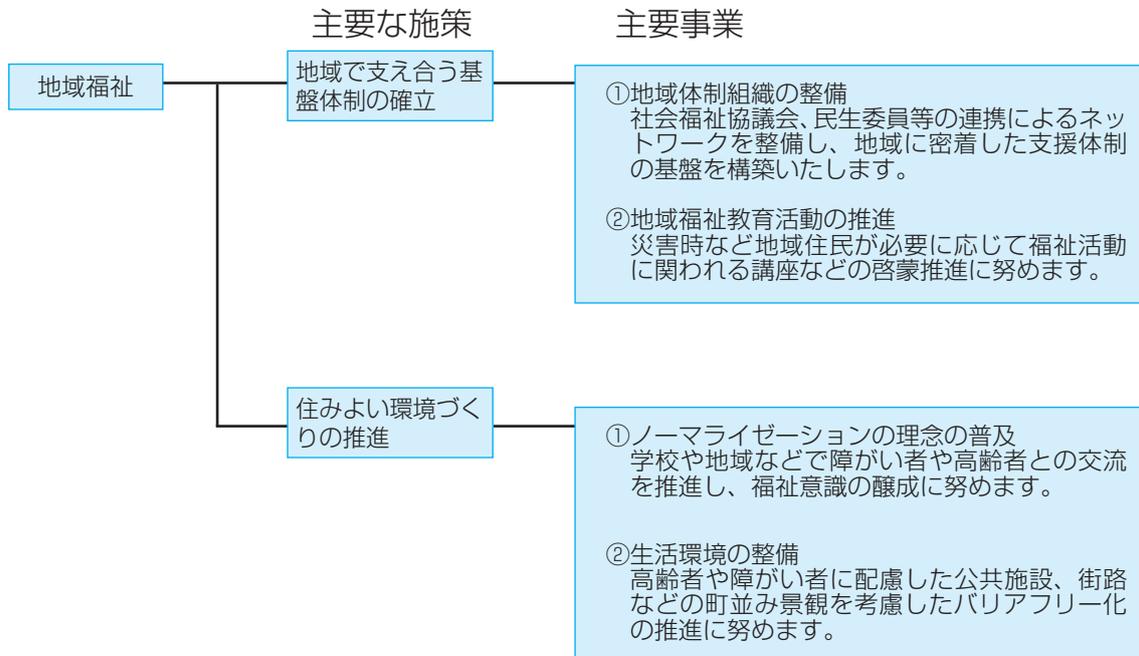




生命支える大地と海
自然と調和するまちはまなか

~未来につなごう 豊かな環境~

《施策の体系》



健康維持、増進のため適度な運動を

第2節 高齢者福祉

《現状と課題》

本町の65才以上の高齢者人口は、平成12年1,523で高齢者比率20.9%、平成17年1,672人で23.9%となっており、総人口が減少するなかで高齢者の占める割合は年々増加しており、75才以上の高齢者や単身生活高齢者の割合も増加している状況にあります。

このような高齢社会のなかで、高齢者がゆとりとるおい、生きがいを感じながら、健やかに安心して暮らせるよう社会環境に対応した保健福祉サービス等の充実を図ることが重要な課題となっています。

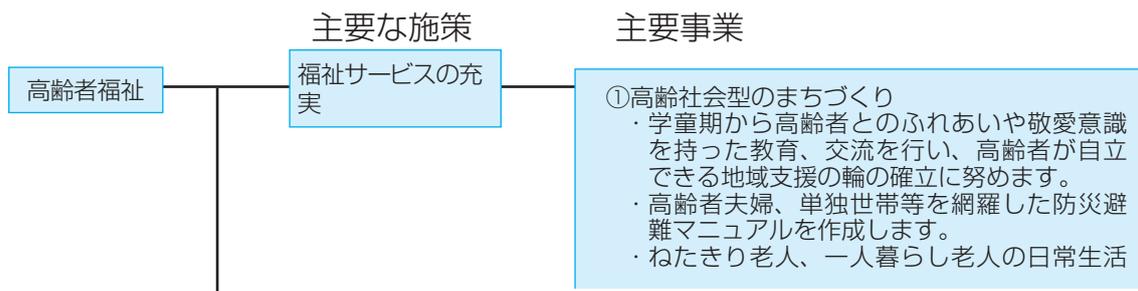
本町では、平成5年度に「浜中町老人保健福祉計画」を策定し、特別養護老人ホームを始めとした施設整備やヘルパー等の様々な高齢者福祉施策を展開し、平成20年には障がい者と子供と高齢者が気軽に利用できる「共生型サロン」を開設したところです。高齢者の重病化等により、介護を必要とする高齢者が急速に増えている状況で、平成12年制定の介護保険制度による介護保険事業も第4期（平成21年～平成23年）が策定され、在宅

での生活支援サービスや運動機能向上事業「はつらつくらぶわっは」や特定高齢者対策「ほのぼのくらぶ」を実施して介護予防に努めています。

平成21年には、既存老人ホームへの長期入所待機者への対応として、認知症を対象とした民間高齢者*グループホームが開設されたことにより、待機者の緩和がなされております。高齢者の健康増進のため、個別の各種サービスの総合調整提供体制を確立し、地域包括支援センターを中心に保健、医療、福祉等、関係機関との連携を深めることが重要であります。

さらには、高齢者の生きがい対策として、健康づくり事業や生涯学習機会の提供、高齢者向けのスポーツ・レクリエーションの充実、就労機会の充実、交流の場づくり、高齢者の知識・経験・技術が発揮可能な場づくりなど、高齢者が社会参加できる環境整備を促進するとともに、バリアフリー化などによる住みよい環境づくりを進めていく必要があります。

《施策の体系》

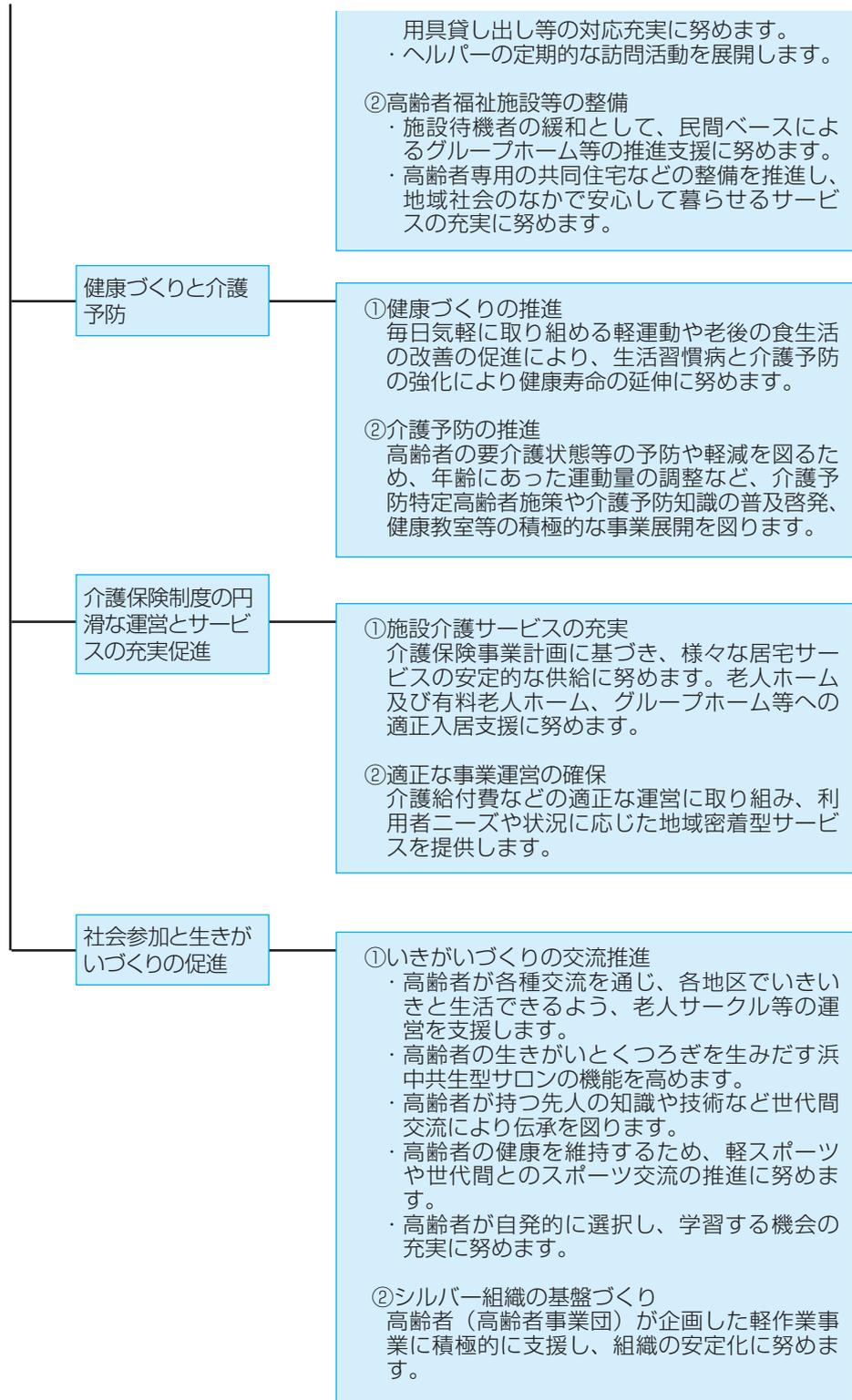


*グループホーム：障がい者や要支援、要介護者を対象とした共同生活介護施設。





生命支える大地と海
 自然と調和するまちはまなか
 ～未来につなごう 豊かな環境～



第3節 障がい者(児)福祉

《現状と課題》

交通事故や労働災害、高齢化の進展等により、身体障がい者の重度化、高齢化が進んでいる状況のなか、本町の身体障害者手帳所持者は、平成20年は385人で平成15年の349人と比べて11%の増となっています。

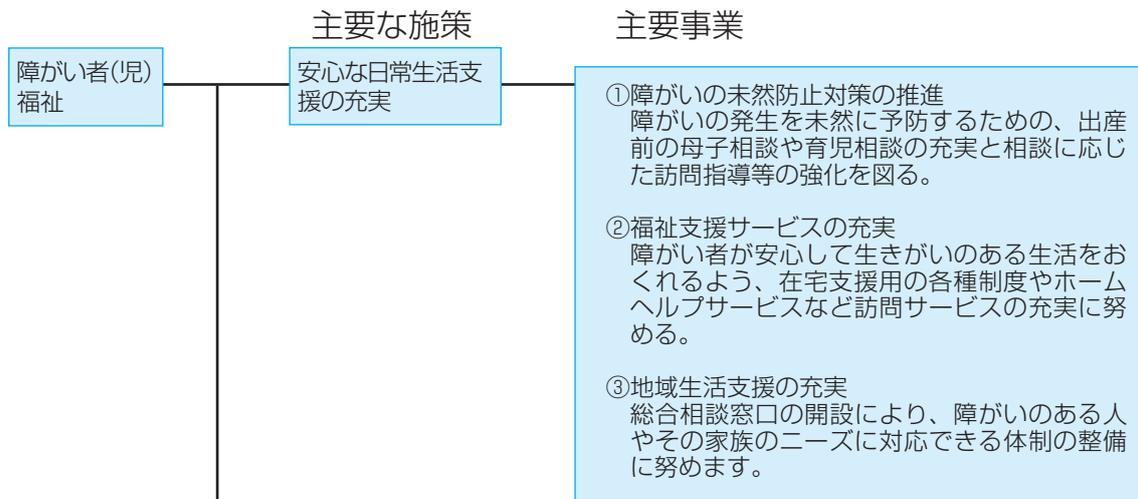
また、療育手帳の交付を受けている知的障がい者は、平成20年は53人で平成15年の47人と比べて13%の増となっており、さらに身体障害者手帳をあわせて所持している知的障がい者も増加しており、障がいの重複化が見られます。

このような中で、障がい福祉制度については、平成15年4月から主要な障がい福祉サービスを、行政の決定から、障がいのある人が選択できる制度へ移行しました。さらに、平成18年4月からは、障がいの種別（身体

障がい、知的障がい、精神障がい）に係わらず共通のサービスを提供される仕組みが一元化され、地域で自立して暮らし、地域とのふれあいと支え合いができる「自立と共生のまちづくり」をめざすことが必要となります。

今後、障がい者の社会参加を促進していくとともに、生活支援体制の整備や日常生活訓練の充実、福祉施設の充実など福祉サービスを充実させ、福祉・保健・医療・教育・労働など関係分野の連携強化のもと、幼児期から高齢者まで一貫した援護対策を図り、また、町民の「ノーマライゼーション」思想の高揚を図りながら、ハンディを有する人達と一緒に、問題解決に取り組める体制の確立に努める必要があります。

《施策の体系》





生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

社会参加の促進

④障がい者に配慮したまちづくり
障がい者が快適な環境のなかで生活できる施設の充実とノーマライゼーション理念の啓蒙普及に努めます。

①雇用と就労の推進
障がい者が勤労意欲を持ち個人の労力に応じた雇用の場を確保し、働きやすい環境づくりを進めます。事業所との連携による共同作業ができる場などの整備を検討します。

②スポーツや文化活動への支援
障がい者が、障がいの状況に応じたスポーツやレクリエーションに親しみ、健康増進が図られるよう、いきいきとした生活を支援する体制の強化を図ります。



共生型サロン活動の様子

第4節 子育て支援・児童福祉

《現状と課題》

全国的に少子高齢化・核家族化が進行しており、家族構成や価値観の変化や子育てなど、家庭の社会環境も変化しているなかで、子供との交流の場も減少するなど、子育ての孤立化、家庭や地域の子育て力の低下など自主性や社会性が薄れ、子供を取り巻く環境は様々な問題を抱えております。

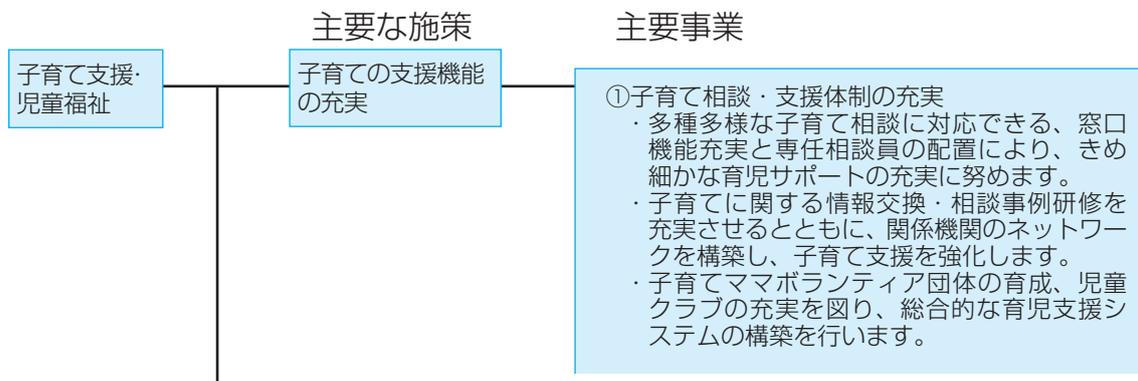
本町では、乳幼児の各種検診や育児相談、マタニティ教室などの母子保健事業、療育訓練、子育て相談所の設置など安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、平成16年「にこにこ親子はまなか21」計画を策定して各種事業を推進し、母子手帳交付段階から保健師の相談業務体制を強化し、妊娠から育児への不安の軽減を図り、安心して産み育てる環境づくりの支援に努めております。また、認可保育所2カ所、へき地保育所7カ所で多様な需要に対応した保育サービスの提供や平成17年には「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子供の健全

育成と子育て支援の取り組みを進め、乳幼児期から就学前までの親子を対象にした「子育てサロン・げんきっすくらぶ」の開催や霧多布保育所に子育て支援センターを開設し「あそびのひろば」の利用促進に努めております。

今後、少子化のもたらす影響を社会的な課題と受け止め、子育てを家庭だけでなく地域社会全体で支援し、次代を担う子どもたちを健やかに育てることができる環境づくりを総合的に進めるため、子育てに関する社会的な支援の強化、母子保健事業・療育機能の充実、保育サービスの充実、放課後児童の健全育成活動の充実などを図る必要があります。

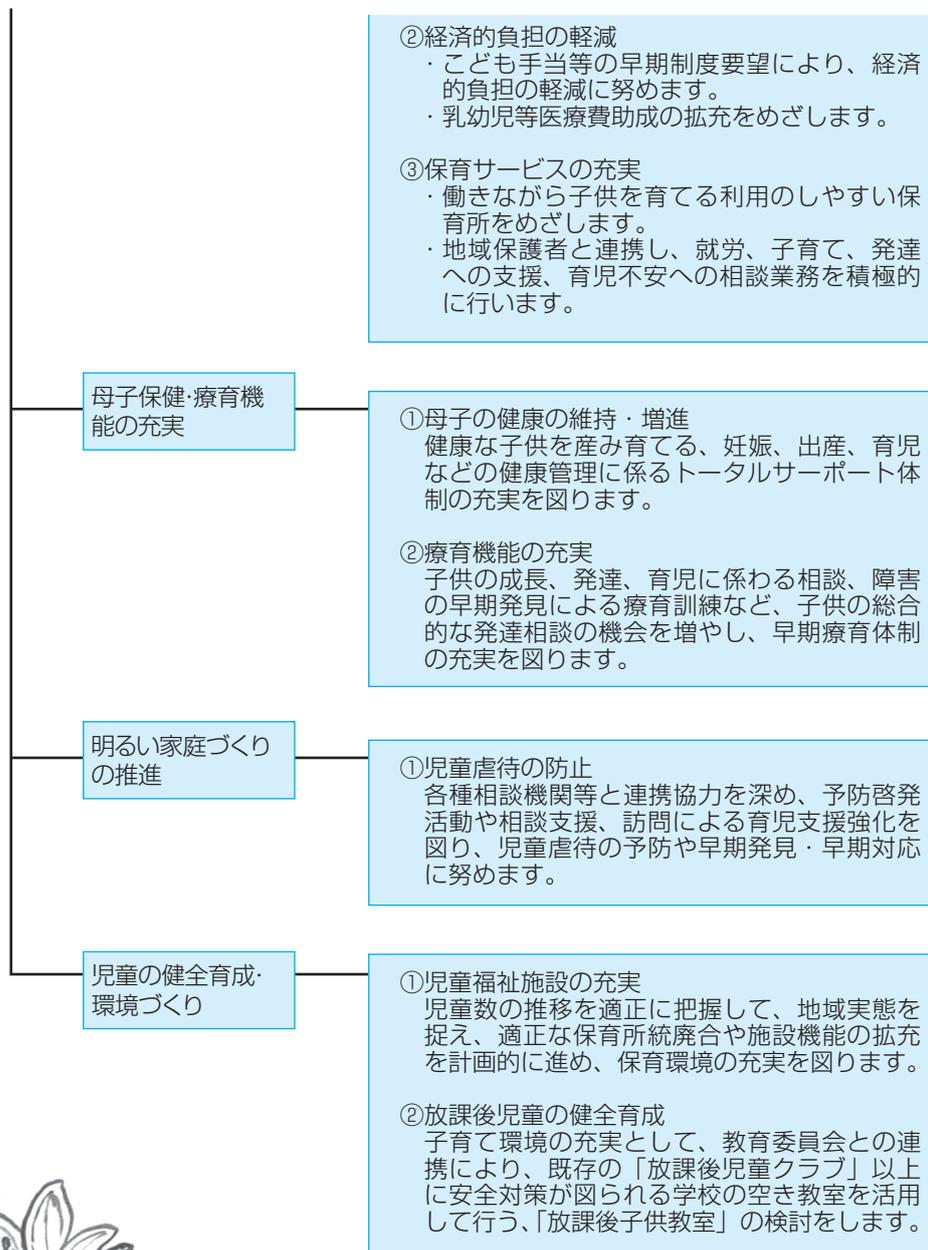
また、子育ての経済的負担の軽減を図るため、平成19年度から乳幼児医療費の助成年齢を中学校卒業まで拡大し、非課税世帯は初診時一部負担金のみで医療が受けられるよう支援しており、今後は課税世帯も含め、完全無料化をめざす必要があります。

《施策の体系》





生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～



※保育所の現況＝データ編 P86

第5節 母子・父子・低所得者福祉

《現状と課題》

母子家庭の多くは、家庭環境の変化や離婚等によるものであり、経済的問題、療育・精神面の問題など、さまざまな課題を抱え、内容も多岐にわたっており、また、父子家庭においても、同様に家事の問題や子供の療育等の課題を抱えています。

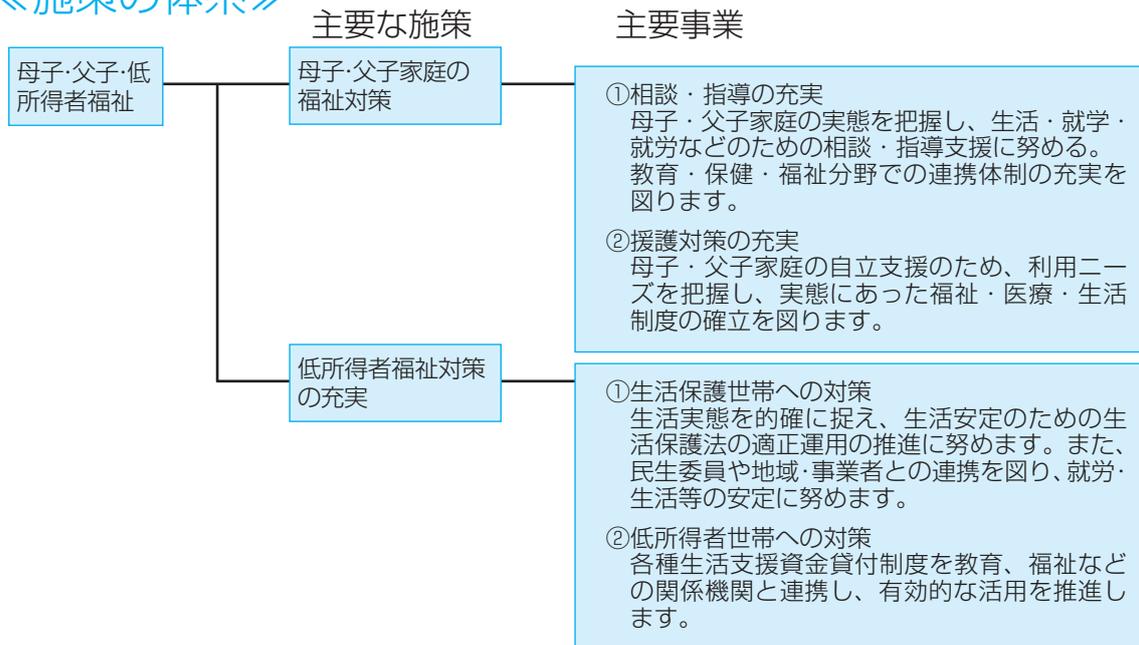
本町は、民生委員児童委員及び主任児童委員による相談・指導や各種福祉制度の活用などにより、母子・父子世帯の自立に努めていますが、今後も、そのニーズを十分に把握しながら、援護対策を積極的に進め、社会的に自立した生活ができるよう援助し、また、母子・父子世帯が地域で安心して生活が送れるよう地域全体で援助していく必要があります。

近年、扶養意識の低下や核家族化、離婚な

ど社会構造の変化や複雑化を反映し、社会的・経済的に弱い立場にある高齢者世帯や母子世帯、傷病者世帯などが多くなっています。また、国内の経済低迷により、雇用打ち切りなどで都市部を始めとして生活保護世帯が急激に増加し社会不安が増大しております。

今後、民生委員・児童委員及び主任児童委員や心配ごと相談員などによる生活相談体制を強化し、適切な指導、助言に努めるとともに、生活保護法の適正な運用を図り、生活保護世帯の生活の安定と自立を促し、また、経済的に不安定な状態にある低所得者についても、生活の安定・向上と自立を図るため、適切な相談、指導や就労機会の拡大を図るとともに、生活応急資金など各種支援資金貸付制度の活用を図っていく必要があります。

《施策の体系》



生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

第6節 医療体制の整備

《現状と課題》

本町の医療施設は、町立診療所2施設（浜中・茶内）と町立歯科診療所2施設（浜中・茶内）が開設され地域住民の初期医療、健康増進、福祉向上に大きく貢献してきました。

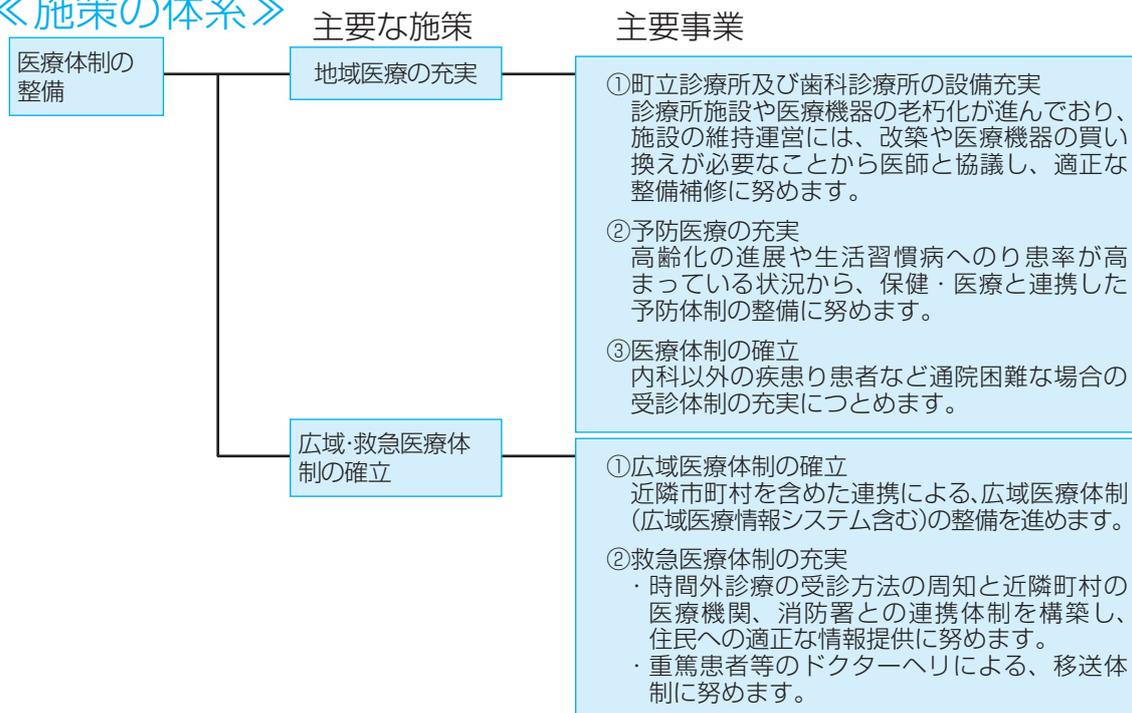
しかし、町民の多くは設備の整った釧路市等の総合病院や専門医院へ受診する傾向となっております。一方、平成16年に創設された臨床研修制度などにより、全国的に深刻な医師不足に陥っており、本町においても、両診療所で各1名の医師体制で診療を行っており、浜中診療所については医師が入院、外来対応や町の保健事業等に従事しているため、夜間急患の制限をせざるを得ない状況となっております。これらの状況の打開策を図るため、浜中町地域医療懇話会の提言を受け、望ましい医療体制の在り方を検討します。

町民が信頼し、安心して受診できる医療環境に努め、*プライマリーケアを重視した医療提供体制の整備を進めていくことが求められています。

今後、地域の医療関係相互の連携と機能分担を図りながら、地域の保健医療福祉圏ごとの医療需要に即した医療サービスを提供する体制の整備を進める必要があります。

また、高齢化の進展や生活習慣病など疾病構造の変化に対応した予防医療の充実や、在宅医療を始めとする地域に密着したきめ細かい医療サービスを提供する体制の整備を進めるとともに、救急医療体制の体系的な整備を促進し、救急搬送体制の充実・強化を図っていく必要があります。

《施策の体系》



*プライマリーケア：初期治療。傷病の初期段階で、外来受診により対応する医療。

第7節 保健・健康づくりの推進

《現状と課題》

近年、医学や医療技術の進歩、生活環境の変化などにより、平均寿命が80才代を迎え長寿社会となっている一方、生活習慣病やこれらの原因による要介護や死亡となる方が年々増加するとともに、医療費にも大きく影響し、社会問題にもなっております。

国は、平成12年3月に「健康日本21」を公表し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少と^{※1}健康寿命の延長を掲げております。これを踏まえ本町も「いきいき 健康はまなか21」計画を作成し、健康寿命延伸を重点目標に掲げて、平成16年～平成22年までの7年として取り組んでおります。今後の計画も「浜中町保健福祉計画」などとの実態を捉えて見直しを予定しており、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備をするとともに、各世代に応じた保健予防を推進する必要があります。

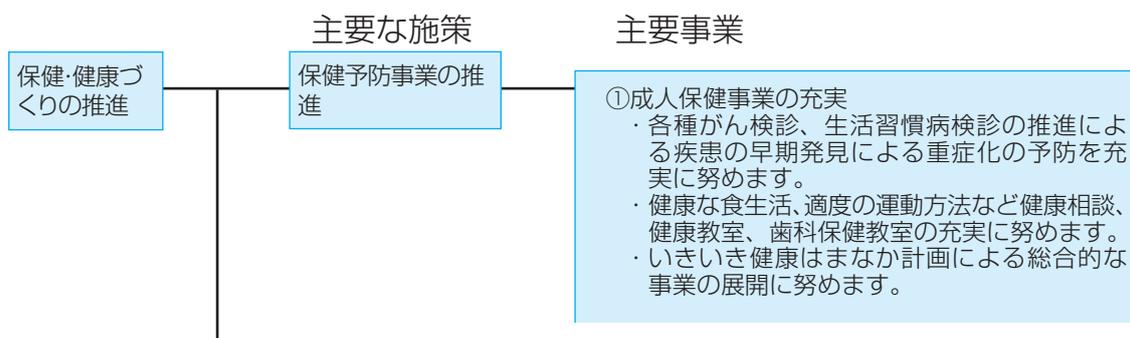
他方では、ガン・心臓病・脳血管疾患など従来からの成人病に加え、飽食などによる^{※2}生活

習慣病や社会の複雑化等による心の病の増加、新たな感染症の発生(新型インフルエンザ)などへの対応も課題となっております。また、高齢化の進行に伴って、寝たきりや認知症高齢者の増加も大きな課題となっております。

今後、“自分の健康は自分で守る”という意識を高め、町民自らが健康増進を積極的に行うよう啓発・指導を行い保健活動施設の整備充実やマンパワーの確保などを進めながら、生活習慣病をはじめとする各種検診の充実と向上を図り、疾病の予防と早期発見・治療に努めるとともに、各種教室の開設や健康に関する相談・指導業務等を通じて、町民の健康づくり活動の活発化に努めていく必要があります。

さらに、健康づくり関係組織の活動強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の連携を強化した総合的なシステムの構築を図り、疾病予防・健康づくりを積極的に進める必要があります。

《施策の体系》



※1 健康寿命：痴呆や寝たきりにならない健康な状態で、元気に自立して生活できる期間。

※2 生活習慣病：従来は成人病と呼ばれていたが、糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。



生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

②母子保健事業の充実

- ・母子の健康向上を図るため、妊産婦に対する個別相談や妊娠、出産、育児の講座等の充実に努めます。
- ・新生児や乳幼児の発育、発達に対する支援、保護者の負担解消のための、家庭訪問や健診などの充実に努めます。

③感染予防対策の充実

- ・予防接種法に基づく、麻しん(はしか)、風疹、結核、ポリオ(急性灰白髄炎)、インフルエンザなど予防接種の充実に努めます。
- ・O-157、ノロウイルス、エキノコックスなどの感染症に対する予防啓発等に努めます。

④在宅ケアの推進

- ・介護の必要性を学べる場や機会を拡充し、医師や保健師、ホームヘルパーなどの連携による在宅介護家族への支援の充実に努める。

保健・健康づくりの推進

①健康づくり体制の充実

- ・町民自らが健康に対する関心を高めるため、健康促進の啓発強化や学習機会の充実に努めます。
- ・保育所や学校、家庭での連携強化により、乳幼児期・学童期からの健康づくりのための食生活及び生活習慣について知識普及に努めます。
- ・*メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導、小学生を対象とした生活習慣病健診、保健指導の実施に努めます。

②健康づくり事業の推進

- ・各種健康教室開催の充実と啓発事業に努めます。



健康づくり活動の様子

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群。循環器病や糖尿病の合併症などにより生活習慣病の発症リスクが高い状態。

第8節 保険・年金

《現状と課題》

本町の国民健康保険制度への加入者は、平成21年3月末では1,359世帯で3,577人、加入率は53.1%を占め、地域住民の健康維持と生活の安定に大きな役割を果たしています。

近年、本町においても、被保険者の高齢者や長期療養者の増加などの要因により、医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険財政の運営は非常に厳しい状況にあります。

現在、高齢社会が進む中で、国民健康保険制度も平成20年度4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の方等を対象とした医療制度がスタートし、2年目になりますが、問題点も多いことから制度改正・廃止が検討されております。

今後は、健康づくりの支援や適正受診を促すなど医療費の適正化対策に努めるとともに、適切な医療費の給付を確保できるよう、国民健康保険事業の安定的な運営に努め、国民健康保険特別会計の健全化を推進していく必要があります。また、国民健康保険税への理解と協力を求めながら、被保険者の納税意識の向上に努め、滞納の解消を図っていく必要があります。

一方、国民年金加入者は、平成21年3月

末では2,256人の加入があり、制度の啓発・普及に努めていますが、若年層を中心にその趣旨が十分に理解されず、また、社会保険庁による国民年金加入漏れ等による支給金が出ないなどの問題が発生し、国が掲げる「安心・安全」な社会保障制度に不満が高まり、保険料未納者も増加となっております。

今後、更なる「世代が世代を支え、長期にわたり健全かつ安定的な運営をしていく」という国民年金制度の周知徹底に努めていくことが重要であります。

さらに、高齢者介護を社会全体で支えあうことを目的とした介護保険制度が平成12年度のスタートし、平成21年度から平成23年度までの「第四期介護保険事業計画」の策定により、介護を要する状態になってもできる限り、自宅で自立した生活が送れるよう、訪問介護や訪問看護、デイサービスなど真に必要なサービスを提供し、各介護保険事業の適正な運営と介護負担軽減の充実に努めてまいります。

今後は、国民健康保険や国民年金、介護保険についての制度内容や情報を提供し、町民の周知理解に努めていく必要があります。

